

件名	保育士と障がい児の関わり合い方について
受付日	令和5年5月2日
ご意見・ご提案の概要	<p>保育士は、障がい児の軽度重度の違いやパニック時の対処法等の関わり方を勉強し、理解する必要がある。</p> <p>特に、障がい児を受け入れている保育園に対して、保健師や障がい児施設の方に依頼して勉強会を行うことは出来ないのか。</p>
県の考え方	<p>保育所等においては、職務の遂行に必要な知識、技術の習得及び保育の質の向上を図るため、各種研修機会を充実させることが重要と考えております。</p> <p>県では、保育現場で各専門分野のリーダー的な役割を担う方を対象に、保育士等キャリアアップ研修での「障がい児保育」を、年に2回、e-ラーニング研修及び集合型研修で開催しております。</p> <p>また、保育現場で働く保育士・保育教諭等を対象に、岐阜県保育士等研修会を年25回開催しており、テーマ別研修の中で、今年度は「障がい児、気になる子への対応」をテーマにZOOM研修を実施いたします。</p> <p>そして、これらの研修の講師には、障がい児教育を専門とする大学の教授など、専門的な知識を有する方を選定しております。</p>
担当課	子ども・女性局 子育て支援課